

医療安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、本院に医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、医療安全対策等に対処することを目的とする。

(組織)

第2条

- 1 委員会の委員（以下「委員」という。）は、病院長をはじめとする各部門責任者など、医療安全対策に関し相当の経験を有する医師等により構成する。
- 2 委員長、副委員長は病院長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（委員長）病院長

（副委員長）ケア部長

（委員）診療部：薬剤師、放射線技師、理学療法士

ケア部：看護師長、介護福祉士、介護支援専門員

事務部門：事務局長

栄養部門：管理栄養士

(委員会及び会議)

第4条

- 1 委員長は、月1回程度定期的に委員会の会議（以下「会議」という。）を開催し、その議長となる。
- 2 会議は委員長又は副委員長、及び過半数の委員の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の具体的な実行のため、委員会の下に事故防止検討チーム、サービス向上推進チームをおく。
- 4 委員会は、各部会に調査検討を指示し、その結果につき協議する。
- 5 委員会は、各部門の責任者出席により、インシデント・アクシデント報告事例の中から、重大な影響を及ぼしたあるいは及ぼした可能性のあるケース・頻度の多いケース・標準手順プロセスがないケース・改善が容易でないケースを中心に分析と再発防止策を検討し、医療事故の予防・実践のため職員全体に発信し、周知徹底を図る。
- 6 サービス向上推進チームは、職業人としての接遇を身に付けマナーを実践し、「苦情は宝」をモットーに、御意見箱の回収や現場のラウンドを中心に啓蒙活動を行う。また毎月1回の会議、年に一度の職員研修を企画運営する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、委員会において必要があるときは、事業内容に応じ当該関係職員に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(チーム)

具体的な事故防止に関することを職員一人一人に浸透させる活動を行うチームである。

第6条

- 1 委員長は、委員の中からチームのリーダーを指名する。
- 2 チームのリーダーは、委員及び必要に応じて委員以外の職員を指名し、委員会から指示された事項について調査検討を行う。

(チームの活動内容)

第7条 チームの活動内容は次の通りとし、その内容により他の関連部署との連携をとるものとする。

- 1) 医療安全管理委員会及び事故分析検討委員会で協議、決定した安全対策等について、部署内での実施及び推進に関すること。安全管理への教育と啓蒙活動など医療安全推進活動を主とする。
- 2) 医療安全対策のマニュアルに作成、改訂に関すること。
- 3) 医療安全に関する広報の作成や院内ラウンドを行う。
- 4) その他部署内の医療安全に関すること。
- 5) 医療安全管理委員会と連携して活動を行う。

(報告)

第8条

- 1 委員長は、会議の結果を取りまとめ、必要に応じて報告しなければならない。
- 2 会議の記録（以下「会議録」という。）は、記録係が作成し、事務局経由のうえ病院長の決済を得て保管する。
- 3 会議録は、記録係交替時には後任者に引き継ぐものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は医療安全管理委員会において処理する。

(雑則)

第10条

- 1 この要綱に定めるものの他、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長の定めるところによる。
- 2 本要綱の改変は病院長の決済を経て行う。

2002年6月初版制定

2004年9月全面改正

2006年10月一部改正

2008年9月一部改正

2010年10月一部改正

2012年10月一部改正

2013年11月一部改正

2015年7月一部改正

2016年3月一部改正

2017年10月一部改正

2018年3月一部改正

2019年8月一部改正

2021年4月一部改正

2024年8月一部改正